

宝塚市産後ケア事業安全管理マニュアル

産後ケア事業の実施にあたっては、十分な安全対策が求められる。火災、事故、設備等の損傷等を防止して利用者及び産後ケア事業担当者の安全確保に努め、食品衛生、環境衛生管理に十分に配慮し、常に快適に利用ができる状態の保持に努めること。非常災害や事故等の緊急事態の発生に備え、産後ケア事業の管理者は、本マニュアルの内容を参考に各施設の状況に応じたより具体的な対応計画や安全管理マニュアルを策定し、産後ケア事業実施担当者に対し、事故防止及び安全対策、緊急時の対応（避難・救出）等について必要な訓練を実施するとともに、定期的に内容の確認と共有を行うこと。また、重大事故の発生防止のため、施設におけるヒヤリ・ハット事例を収集し産後ケア事業担当者間で共有し、必要に応じて市へ報告の上要因の分析を行い、マニュアルに反映するなど必要な対策を講じること。

事業の実施にあたっては、賠償責任保険に加入すること。なお、市に故意または重過失のない限り、事業者がその負担と責任において処理にあたるものとする。

1 事故防止及び安全対策

- (1) リスクの高い場面（児の睡眠中や、寝返りやつかまり立ちができる月齢児の対応をする場合、食事の提供時や児を抱いている際等）において留意すべき点を明確にしておくこと。これまでの事業実施において把握した課題等から考えられる場面と留意事項を列挙すること。以下に、リスクが高い場面ごとの留意すべき点の例を示す。
- (2) 児の睡眠中は、乳幼児突然死症候群（SIDS : Sudden Infant Death Syndrome）予防の観点から、仰向けに寝かせることが重要である。児をあずかる場合においても、母児同室の場合においても、安全な睡眠環境を提供する。また、添い寝をしないこと、授乳後にはげっぷをさせ、口の中に吐物がないか確認するとともに、寝かせてから10～15分程度は異変がないか観察することを徹底する。
- (3) 窒息事故防止の観点から、ぬいぐるみやタオル等、口や鼻を覆ったり、首に巻きついたりする恐れのあるものは、児の周囲に置かないこと。覆いかぶさりが発生する恐れのある添い寝や雑魚寝の環境を作らないために、ベビーベッド等に寝かせ柵を上げておくこと。敷布団やマットレス、枕は固めのものを使用すること。また、寝台と敷物の間に児が挟まる危険性のある隙間を作らないこと。
- (4) 転落事故防止の観点から、ベビーベッドに寝かせる場合は常に柵を上げておくこと。ハイチェアは必ず安全ベルトを締め、階段に柵を付けること。
- (5) 窒息や誤嚥、誤飲防止の観点から、医薬品やボタン電池、磁石、包装フィルムなど誤飲のリスクがある物は手の届くところに置かないこと等、常に小物類の整理整頓を行うこと。
- (6) 実施施設の安全管理に十分配慮し、調理場と保育の場を分けること。キッチンに児が立ち入れないようにすること。電気ポットや炊飯器、熱い食べ物や飲み物は児の

手の届かないところに置くこと。沐浴の温度設定等に注意すること。安全柵を使用する等、児が暖房器具に触れられないようにすること。

- (7) すべりやすい床や階段には滑り止め対策を講じること等、事故予防対策を行い、安全な環境を整備すること。
- (8) 食事やミルクの提供時は、アレルギーの有無について事前に必ず確認し、アレルギーの対象物を除去できない場合は食事の提供を避ける。熱傷防止のためミルクの温度に注意すること。
- (9) 抱っこ紐使用時にかがむ際は必ず児を手で支えること。おんぶや抱っこをし、又は降ろす際は低い位置で行うこと。ケアをする者が転倒しないよう注意すること、家具等の角のカバーを行うこと。児を抱いたままの調乳等の作業は行わないこと。
- (10) おもちゃは安全マークを目安に選び、児の月齢や発達に合ったものを選ぶこと。遊ばせる前に壊れている箇所や突起等がないかを確認すること。
- (11) 感染防止及び連れ去り対策の観点から、児をあずかる居室には、産後ケア事業担当者と母親以外の入室を基本的に許可しないこと。また、産後ケア事業担当者の健康管理に努めること。こども家庭庁「こどもを事故から守る！事故防止ハンドブック」等も参考にする。
- (12) 悪天候や災害等により、利用者の安全な帰宅が困難になると見込まれる場合には、速やかに市と協議の上、退所を促すこと。なお、急を要する場合は事業者の判断により対応し、その後、市へ報告すること。

2 児をあずかる場合の留意点

- (1) ケアの中で、一時的に児をあずかる場面が発生することも予想される。この場合、短時間であっても児のみの状況とならないよう留意すること。
- (2) 児の顔が見えるよう仰向けに寝かせ、定期的に目視等により顔色や呼吸状態を観察すること。観察の頻度や急変時に対応できるよう必要な対策を示しておくこと。観察結果を記録しておくこと。
- (3) 1人の産後ケア事業担当者が過剰な人数を担当しないこと。
- (4) 別室にて児のあずかりを行う場合の人員については、あずかっている児の見守りを行う者と、母親や他の利用者のケアを行う者との複数体制とすること。人員体制により児のあずかりができない時間帯がある場合は、あらかじめ利用者に周知し、当該時間帯についてはあずからない等の対応も考えられる。これが困難な場合は、常に見守りができる距離での作業に留めるなどとする。
- (5) 乳児用体動センサーについては、異常を早期発見し得た事例の報告があるが、急変の早期発見に資するエビデンスを示したものは無いことに留意の上、センサーを使用する場合も定期的に目視での確認を行うこと。

3 緊急時の対応体制

- (1) 利用者の急変等に緊急時の受け入れが可能な協力医療機関や、保健医療面での助言を随時受けられる医師をあらかじめ選定すること。
- (2) 利用者の急変等に備え、救急対応マニュアルの整備、緊急時の連絡先及びフロー図を作成すること。作成したマニュアルや緊急時連絡先、フロー図等については、産後ケア事業担当者内で周知徹底し、手にとりやすい場所に配置する、見えやすい場所に掲示しておく等、緊急時の迅速な対応に資するよう工夫すること。
- (3) 産後ケア事業担当者は、緊急時の対応に備え、救急対応の実技講習等、定期的に研修等を受講することが望ましい。
- (4) 応急手当方法として、心肺蘇生法の実施訓練を行うこと。AED は自施設に設置するか、最寄りの AED 設置場所を把握しておくとともに、事業所内で周知すること。
- (5) 災害発生時の対応体制として、安全の確保（避難経路、避難場所への誘導）について産後ケア事業担当者間で共有すること。災害発生時の産後ケア事業の実施に関連する市への報告は、できる限り速やかに行う。
- (6) 感染症への対応についても、標準予防策の徹底等、日頃から備えをしておくこと。

4 重大事案等発生時の対応

- (1) 本業務により生じた事故等については、発生後速やかに市へ連絡するとともに、書面で報告すること。なお、急を要する場合は警察や消防等への連絡や緊急対応を優先すること。
- (2) 利用者の安全が守られない事案が発生した場合は、誠意をもって迅速に対応すること。
- (3) 事案発生直後の対応として、関係者（母子の家族等）への連絡、その他の産後ケア事業利用者への対応、状況の確認、事故等の状況の記録（可能な限り時系列での詳細な記録）が必要である。なお、事故等について原因が明らかである場合は、速やかに対策を行うこと。
- (4) 宝塚市に所在する実施機関において前項に規定する事故が発生したときは、直ちに宝塚市健康推進課に連絡するとともに、母親等のみが事故に遭った場合は産後ケア事業事案等発生時報告様式（様式 8 号）、事故に児が含まれている場合には、教育・保育施設等事故報告書（様式 9 号）により市長へ報告しなければならない。
- (5) 報告の対象となる事案

重大事案	死亡事故 治療に要する期間が 30 日以上 の負傷や疾病を伴う重篤な事故 等 →速やかに市を通じて県・国へ 報告が必要	母親等のみ	様式 8 「産後ケア事業事案等発生時報告様式」
		児を含む場合	様式 9 「教育・保育施設等事故報告書」

その他報告を要する事案	上記以外の負傷や疾病を伴う事故等が発生した場合	口頭で報告の上、日々使用している産後ケア実施報告書に記入
	利用者の身体、精神症状が悪化した場合	
	利用者に医療受診の必要性がある場合	
	その他、利用に伴うトラブル等	

※ 判断に迷う場合は、速やかに市へ報告を行うこと。

※ 閉庁時に発生した案件について、緊急を要しない場合は、翌開庁時に速やかに報告を行うこと。

(6) 連絡先

開庁時間内 (平日 9:00~17:30) ※祝日・年末年始を除く	宝塚市健康推進課 産後ケア事業担当 電話 0797-86-0056
閉庁時	宝塚市役所 (防災センター) 電話 0797-71-1141 (代) ①「市の産後ケア事業で事故が発生したため、健康推進課と連絡を取りたい。」と伝える。 ②市職員が折り返し連絡する。

(6) 報告書の提出

重大事案等発生時は次頁「産後ケア事業事案等発生時報告様式」を使用し、市へ提出すること。市は、事案発生の変因分析や検証を行い、再発防止策を検討する。

産後ケア事業における重大事案等発生時の報告の流れ

別添2

➤ 国への報告の対象となる事案の範囲

- ・死亡事案
- ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事案等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事案を含み、意識不明の事案についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）



- ①第1報は原則事案等発生当日（遅くとも事案等発生日の翌日）
 - ②第2報は原則1か月以内程度
- このほか、状況の変化や必要に応じて追加報告を行う。

令和5年1月19日付厚生労働省事務連絡「産後ケア事業における重大事案等発生時の国への報告の流れ」

5 参考資料

- ・産後ケア事業ガイドライン（令和6年10月） こども家庭庁
- ・産後ケア施設における乳幼児安全対応マニュアル（令和6年8月） 日本小児突然死予防医学会
- ・妊産婦メンタルヘルスケアマニュアル（令和3年4月） 公益社団法人日本産婦人科医会
- ・妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針（令和3年3月） 厚生労働省
- ・授乳・離乳の支援ガイド（平成31年3月） 厚生労働省